

夢の浮島

緑と自然の豊かさがやどる壱岐

2018
No. 71



芦辺町 小島神社



法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体
である

消費税納期内納付

法人会 一斉運動

発行所

公益社団法人 壱岐法人会

広報委員長 吉田 寛

事務局

壱岐市郷ノ浦町東触590番地4

TEL・FAX 0920 (47) 5880

Email: ikifojin@siren.ocn.ne.jp

http://iki.or.jp

平成30年1月31日



年頭のごあいさつ

(公社) 壱岐法人会
会長 立石 孝廣

新年あけましておめでとうございます。会員皆様におかれましては輝かしい新春をご家族お揃いでお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、壱岐法人会の事業活動に深いご理解と温かいご支援、ご協力を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。

また、壱岐税務署はじめ関係機関の皆様からは一方ならぬご指導、ご支援を賜り深く感謝申し上げます。

わたしたち法人会は企業として利益を出し、税金を納める一方で税制改正への要望を行うと同時に、社会への貢献など企業が市民として積極的に果たすべき役割に努めています。お陰様で壱岐法人会は平成29年度も青年部会、女性部会を中心に当初の事業計画どおり実施が来ています事は心強く、今後の壱岐市の発展に繋がるものと期待をしているところであります。引き続き、目標としています公平で健全な税制の実現が豊かな社会の実現に貢献していくことを信じ、使命として及ばずながら努めて参る所存であります。

しかしながら、社会的現象であります少子高齢化による後継者不足等々で、余儀なく廃業をされるところも出ており、会員の減少が顕著になって参りました。役員はじめ関係機関の皆様方のご協力を頂きながら新規会員の加入に奔走している次第であります。会員皆様方におかれましても、このような状況をご理解いただき、お知り合いの方へのお声かけを頂ければありがたく存じます。壱岐市の活性化のため、是非ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、平成30年が明るく希望に満ちた1年になることと、会員企業の皆様のご隆盛を心から祈念申し上げ、年頭のごあいさつと致します。

消費税期限内納付

消費税の期限内
納付を忘れずに。

推進運動 実施中！



消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



新年のごあいさつ

壱岐税務署長 百 田 雅 己

新年明けましておめでとうございます。平成30年の年頭に当たり、公益社団法人壱岐法人会の会員の皆様方に、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。旧年中は、立石会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今年は、「戌年」ですが、「戌」とは「一印」と「戈（ほこ）」からなる字で、元は作物を刃物で刈り取り、ひとまとめに締めくくることが表しているそうです。昨年の「酉」が収穫できる状態とすれば、「戌」は収穫した後の守りの反面、勤勉で努力（アフターフォロー）するということもあることから、重要な一年であるかと思います。

また、「犬」といえば上野恩賜公園の西郷隆盛の銅像を思い浮かべられる方も多いのではないのでしょうか。今年のNHK大河ドラマは『西郷どん』！ですが、「勇気と実行力」を持って、「人を愛し、故郷を愛した」南洲翁のように皆様方が慈しむ壱岐島内振興のための取組みが実を結び、今年は大いに盛り上がる年となるように期待しております。

早いもので、私が昨年7月に壱岐税務署に赴任して半年が経過しましたが、その間に参加させていただきました役員会、各種研修会等で皆様方が精力的に活動されているお姿を拝見し、そのご尽力に深く敬意を表する次第でございます。特に、11月に開催されましたJ Aフェスタ「税のひろば」では、天候に恵まれた中、皆様方の献身的な活動により2千名余りの方々にクイズ投票をいただくなど、大変有意義なイベントとなりました。重ねてお礼を申し上げます。

私事ですが、「壱岐七社参り」詣でにて平成30年を迎えるとともに、1月14日の「壱岐の島新春マラソン大会」へは職員とともに参加させて頂き、心身ともに健康で清々しく新年を迎えることが出来ました。

さて、税務署では、「平成29年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告」の申告相談会場を2月16日(金)に開設させていただきます。確定申告期間中は、会場の混雑も予想されますので、確定申告をしていただく皆様方には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した「電子申告(e-Tax)」もしくは紙出力による「郵送提出」へのご協力をお願いしております。

壱岐法人会会員の皆様方におかれましては、ご自身の申告はもとより、社員の方や取引先の方々にe-Taxの利用をお勧めいただき、併せて、適正申告・期限内納付につきましても引き続き呼びかけを行っていただきますようお願い申し上げます。

特に期限内納付のためには納税資金の積立が有効であると考えており、皆様方とともに「納税準備資金の積立」等の推進に取り組んでいるところであります。引き続き、納税のための積立預金等の開設の推進を始めとした、期限内納付への取組みにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、新しい年が壱岐法人会会員企業の皆様方にとりまして更なるご繁栄の年となりますよう、また、法人会会員並びにご家族の皆様にとりまして、明るく健康で幸多き年となりますよう心から祈念申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

第1回 長崎県法青連 単位会交流会が壱岐で開催されました

長崎県法人会連合会青年部会連絡協議会（以下 県法青連）の第1回単位会交流会が昨年10月13日、14日に当地で開催されました。これは県法青連会長（兼長崎法人会青年部会長）大田氏により、長崎県下8つの単位会をそれぞれ訪れて交流会を催し、今後の青年部会の組織強化、租税教室をはじめとした社会貢献活動の充実化、そして部会員同士の絆を強めることに繋げていこうという提案が出され、最初の開催地として壱岐が名乗りをあげて実現したものです。

島外各単位会の役員はじめ会員20名に来島いただき、壱岐の会員共々交流を行いました。長崎市で行われる定時総会だけでは 年1回ということや壱岐対馬五島など離島の会員の距離的なものもあって、希薄になりがちだった会員同士のつながりが、宿泊もかねての交流でより深く強固になったのは間違いありません。その後の全国青年の集い高知大会でも長崎県として一体感をもって参加することができました。

次回の単位会交流会は五島での開催計画が進行中です。より多くの部会員に参加していただき島外の青年部会との交流を深めるとともに 他地域のいいところを学ぶ研修の機会としても活用してもらいたいと思います。

今回の交流会を機に壱岐法人会青年部会活動のより一層の充実をはかり、また長崎県全体としても今以上に青年部会が盛り上がりていこう努力していきたいと思います。

お蔭様で当青年部会は今年度3名の新部会員を迎えることができました。加入してよかったと思われるような組織づくりに皆さんとともに邁進していきたいと思います。

今回の開催にあたり部会員はじめ観光関係各所、事務局他たくさんの方々にご協力いただきました。初めての開催で不慣れな中みなさんのお力添えがなければ到底なしえないことでした。この場をお借りして心よりより感謝申し上げます。



親会の活動報告



*** 税制改正に関する提言活動**
平成29年11月9日(木)市長室にて
立石会長より白川市長へ



*** 税制改正に関する提言活動**
平成29年11月9日(木)市議会議長室にて
立石会長より小金丸議長へ

青年部会の活動報告



*** 税務研修会**
平成29年11月14日(火)味処うめしまにて
百田壱岐税務署長卓話・税務研修



*** 租税教室**
石田小・志原小・那賀小・箱崎小・初山小
の5校の租税教室を実施

女性部会の活動報告



*** 老人ホーム慰問(壱岐市立老人ホーム)**
平成29年11月7日(火)コーラス・舞踊・フラダンス
を披露し、タオル・ティッシュ・ソープなど贈呈



*** 冬のいちごプロジェクト**
平成29年12月15日(金)スーパーバリューイ
チヤマにてちらしとティッシュを配布

平成29年度「税を考える週間」 11月11日～17日

納税表彰式

11月9日（木）壱岐税務署主催の納税表彰式が挙行政され、次の方々が受彰されました。

税務署長納税表彰受彰者（敬称略・五十音順）

齊 藤 章（壱岐間税会 副会長）
下 條 保（壱岐税理士会 分会長）

税務署長感謝状受贈者（敬称略・五十音順）

梶 崎 文 雄（壱岐法人会 事務局長）
若 宮 泰 治（壱岐市商工会 副会長）

平成29年度 納税表彰式



税のひろば

11月11日、12日のJAフェスタ会場において「税のひろば」行事を行いました。税金クイズに正解された多数の中より、厳正な抽選を行い160名の方に、1,000円の商品券を送付しました。



町 名	応 募 数	当 選 数
郷ノ浦	701	53
勝本	486	37
芦辺	608	46
石田	283	21
市外	38	3
合計	2,116	160



平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載
請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



〈平成 29 年 12 月〉 国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年 月 日	摘要	税 区分	借方 (円)	
11 30	△△商事(株) 11月分 日用品	10%	88,000	
11 30	△△商事(株) 11月分 食料品	8%	43,200	
②	①	③	④	

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した 課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			① △△商事(株)
⑤ 株式会社〇〇御中			平成XX年11月30日
11月分 131,200円（税込み）			
② 11/1	③ 魚 ※	金額	5,400円
11/1	牛肉 ※		10,800円
11/2	モッツァレラ・ハーフ		2,200円
合計			131,200円
10%対象			88,000
8%対象			43,200
※は軽減税率対象品目			

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0570-081-222
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

【専用ダイヤル】 0570-030-456
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
 2. 電話相談センター

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度